主 文

- 原被告間に雇傭契約関係の存在することを確認する。
- 被告は、原告に対して金一、一五七、八九六円を支払え。
- 訴訟費用は、被告の負担とする。
- この判決は、第(二)項に限り仮りに執行することができる。 (四)

申 立

原告の求めた裁判 主文と同じ。 被告の求めた裁判 請求棄却、訴訟費用原告負担。

> 主 張

原告の請求原因

原告は、昭和三五年八月一日被告会社に雇傭された。

昭和四一年七月一一日、被告会社のA管理課長は、原告を懲戒解雇する旨 の発言を行い、さらに、被告会社は、同年八月一日原告を同年七月一二日付で解雇 する旨の辞令書を交付した。

(三) しかしながら、右解雇は、労働組合の書記長である原告の組合活動を嫌悪 してなした差別取扱であつて、不当労働行為として無効である。

(四) 本件解雇当時の原告の過去三ケ月間の平均賃金は、一ケ月金三五、八二六 円である。

よつて、原告は、本訴において雇傭関係の存在確認と、昭和四一年七月一 (五) 二日から本件口頭弁論終結の日である昭和四四年四月二四日までの未払賃金合計金 -、一五七、八九六円の支払を求める。 被告の答弁

- (<u>—</u>) 原告の請求原因第(一)項の事実は認める。
- 同第(二)項の事実は認める。

同第(三)項の事実のうち原告が労働組合の書記長であることは認める が、その余の事実は否認する。

被告会社が原告を解雇したのは、原告に昭和四一年七月九日頃掲示板の用法違反 の行為があり、同月一一日この点に関するA管理課長の職務上の指示命令に不当に 反抗し、翌一二日もA管理課長の説得に反抗的態度を表明したので、同年八月一日に同年七月一二日付で普通解雇したものであつて、何等不当労働行為に該当しな い。

- 同第(四)項の事実は認める。 (四)
- (五) 同第(五)項は争う。

証 拠

(省略)

判 断

原告は、昭和三五年八月一日被告会社に雇傭されたが、昭和四一年七月一一日、 被告会社のA管理課長から懲戒解雇する旨を言い渡され、さらに同年八月一日、被告会社から同年七月一二日付で普通解雇する旨の辞令書の交付を受けたことは、当 事者間に争いがない。

乗る間にする。 そこで、解雇の効力について検討する。 成立に争いのない甲第七号証、乙第五号証、第八号証、第一三号証、第二一号 成立に争いのない甲第七号証、乙第五号証、第八号証、第一三号証、第二一号 証、原告本人の供述によつて原告が組合掲示板に掲示したものと認める甲第一、 号証及びA管理課長が会社食堂に掲示したものを原告が書き写したものと認める甲 第三号証、証人Bの証言によつて真正の成立の認められる乙第六号証及び第九号 証、第一一、一二号証、証人Cの証言によつて真正の成立の認められる乙第七号 証、証人C・Bの各証言、いずれも後記信用できない部分を除く証人Aの証言及び 原告本人の供述の各一部に、弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。 原告は、昭和四〇年二月頃被告会社内の従業員の中から同志を集めて、全国金属 下丸子支部の分会を結成し、その中心となつて組合活動を行つて来たが、当時は未 だ非公然の組織に過ぎなかつた。

右の動きとは別に、C、B、Dを中心としたグループがあり、同人等は、昭和四〇年四月一七日頃職場大会を開催して、従業員の苦情や不平不満を正式に会社に要求する一つの機関を作ることを提案したところ、原告等のグループもこれに合流して労働組合を結成することになつたが、その組合の方針として、自主独立を基本として外部の干渉をなるべく受けないようにすると共に、斗争激発的な主義はとらないことにするというのが大多数の意見であつた。

同年四月二九日結成大会が開催され、その席上で、正式に委員長にC・副委員長にB・書記長に原告が選任され、ここに、荏原実業嶺町工場労働組合(以下「嶺町労組」という。)の成立を見るに至り、嶺町労組の発足に従い、全金下丸子支部の分会はいつとはなしに消滅して行つた。

このようにして、逐条審議の末、昭和四〇年一二月二四日正式に労働協約の締結を見、以後組合掲示板には委員長その他の各部の部長のサイン又は押印のある掲示物が掲示されるようになつたが、外部で作成されたものとしては、せいぜい労働金庫のポスターとか、昭和四一年二月頃からは東京都で発行している東京労働新聞が掲示されるぐらいのものであり、それも組合代議員会の了解を受けた上でのことであった。なお、原告としては、三役で相談の上、総評傘下の大田区労協に依頼して、無料で区労協ニユースの配布を受けていたけれども、代議員会では、区労協ニユース自体を掲示板に掲示することを承認しなかつたので、東京労働新聞はそのまま掲示したにも拘らず、区労協ニユースについては、必要と思われる部分だけを原告が抜粋して、これを組合掲示板に掲示していた。

昭和四一年七月初め頃、原告のところへ送られて来た区労協二ユースの中に、「労働者市民の皆様に訴える!!」と題する全相銀連静岡相互銀行従業員組合等名義のビラ(甲第一号証)と、「日本航空経営者の怖るべき組合弾圧」と題する日本航空労働組合等名義のビラ(甲第二号証)が入つていた。原告は、嶺町労組の機関の討議に計ることなく、又勿論被告会社の許可を受けることもなく、書記長としての独自の判断で、その頃これを組合掲示板に掲示した。

では、と告とるとBには、と告との作については、 を発わるという。 は、ど告とのよう。 を知り、では、と告とるとBににかって、 を見いないないない。 を見いないないない。 を見いないないない。 を見いないないないない。 を記していました。 をには、 をにいる、 をには、 をにいる、 でいる、 でいる。 で

いう点について、意見の一致を見た。 同日夜九時頃、嶺町労組の組合員で原告の友人であるE・Fの両名が会社工場の 事務室にA管理課長を訪ねて来て、「原告も、今頃は悪かつたと思つて反省してい るに違いないし、自分達も何とかして忠告をするから、寛大な処置をして貰いた い。」旨懇請したので、A管理課長も、「原告が反省するのであれば、事を荒立て る意思はない。」と返事をした。その夜、右両者は、原告方を訪れたが原告に会う ことができず、その旨をA管理課長に報告しておいた。

翌一二日の朝八時頃、A管理課長は、E・Fの両名を呼び、原告の説得方を依頼している丁度その時、原告が、何か書いてある大きなビラを持ち、組合掲示板のところへ上つて行つてそれを貼ろうとするのを発見したので(組合掲示板は二階食堂の前にある。)、E・Fの両名がその方にかけつけて原告を説得した結果、原告も持つて来たビラを貼ることはせず、却つて、先日貼付したビラニ枚も自らの手で剥ぎ取るに至つた。そこで、A管理課長は、原告を呼び寄せ、反省をしたかどうかを彰取るに至つた。そこで、A管理課長は、原告を呼び寄せ、反省をしたかどうかをずるに至った。そこで、A管理課長は、原告を呼び寄せ、反省をしたがどうかとがあるにある。そこで、A管理課長は、原告を呼び寄せ、反省をしたがどうないといる。そこの、会社に対して悪かつたなどとは毛頭考えてはいない。むしろ会社の方で俺に謝るべきだ。しか

し、特に詫びなくても良い。」と発言したので、A管理課長は、憤然として、即刻原告に対して部屋からの退去を命じた。そうして、同日頃、A管理課長は、嶺町工 場の食堂前に「原告が単独行為によつて組合用掲示板を乱用したので、再三撤去を 命じたにもかかわらず、業務上の指示命令に不当に反抗したので、職務秩序維持の 経営責任上次の処分を宣告した。従業員の皆さんも、徒らに真相も弁えず、動揺す ることのないよう行動されたい。なお原告は、懲戒解雇処分により本日以降従業員 としての身分を失つておりますので、工場施設内への立入りを禁じております。」 という趣旨の「通知」と題する掲示を、七月一二日付で工場担当重役代理管理課長 名義で貼り出した。

嶺町労組は、同日(一二日)代議員会を開いて原告の件について討議した結果 懲戒解雇反対の意向を打ち出し、翌一三日会社に対して要望書を提出し、 雇については、本人の将来を御考慮下さる様要望いたします。」との趣旨の申入を したものの、同日中原告の出席を遠慮してもらつた上で再び代議員会を開催し、原 告の問題について協議を重ねたが最終的な結論が出ないまま、さらに翌一四日臨時 組合大会を開催し、その席上原告を統制違反があつたとして除名処分にする旨の決 議を採択すると共に、後任書記長を選任し、その旨を翌一五日被告会社に通告する に至つた。

被告会社は、A管理課長が懲戒解雇の発言をした翌日の七月一二日以降、原告の 就労を拒否すると共に、原告に対し、自己都合による退職申出をするように持ち掛 けていたが、原告が容易に応じなかつたため、同年八月一日になり、七月一二日付 で普通解雇する旨の辞令書を原告に手交した上、予告手当と退職金を郵送したけれ ども、七月一二日から八月一日までの賃金の支払はしなかつた。

右認定に反する甲第八号証、乙第一七号証の各記載部分、証人Aの証言、原告本 人の供述は信用できず、他に右認定を覆すに足りる証拠はない。

とすると、A管理課長の行つた「懲戒解雇する。」旨の発言は、工場長や副工場 長等被告会社嶺町工場の最高責任者達のいる席上でのことであり、発言直後、同人 等は、原告が被告会社の従業員としては不適格であるとする点において一致してお り、その頃A管理課長は、一二日付の書面で原告を懲戒解雇した旨の掲示を行い、その後八月一日の辞令書交付までの間、被告会社では原告を従業員として取り扱う意思はなくて、その就労を拒否しており、唯何とかして任意退職に持つて行こうと骨折つただけであると共に、七月一二日以降八月一日までの賃金の支払をしなかつ たのは勿論、八月一日の辞令書も七月一二日に遡及させている点等から徴すれば、 仮りにA管理課長に解雇を決定する権限がなかつたと考えるのを相当とするとして 被告会社は、八月一日の辞令書交付を以てA管理課長の懲戒解雇の意思表示を 普通解雇に変更して事後承認したものであるとみるのが相当である。しかして、懲 戒解雇の意思表示は、解雇の意思表示たる点において普通解雇の意思表示と径庭は ないのであるから、右事後承認は、A管理課長の解雇の意思表示を追認したものと いえる。結局原告としては、七月一一日に解雇されたものであると見るのが相当で

ろで、被告会社と嶺町労組間の労働協約第八条第三号には、組合の教育に関 する掲示物は、会社の許可を受けないで組合が自由に掲示できることになつている のは前判示のとおりであり、本件のビラ二枚は、一応組合の教育に関するものであ のは則利示のとありであり、本件のピラー似は、一心祖古の教育に関するものとのると見ることができるけれども、前記認定の事実関係からすれば、元来、被告会社が協約第八条のような提案をし、さらにその運用についてまで制限しようとしたのは、外部からのビラ等が会社間に持ち込まれるのを極端に警戒したがためであって、そのために組合に対し外部のビラ等を組合掲示板に掲示する場合には会社の許る。これではませば、1000年において表によるの形式を開発による。 可を要求すると同時に、その実行を期する意味において責任者の所在を明確にする ことを求め、その方法として委員長や各部長等掲示責任者の署名捺印することまで 要求したものであつて、第八条第三号にいう「組合の教育に関する事項」とは、本 件では、嶺町労組が作成した嶺町労組の組合員の教育のための文書との意味に限定 して理解すべきものであったと見なければならない。従って、嶺町労組としては、被告会社との労働協約及びその運用に関する合意により、外部において作成された文書を組合掲示板に掲示する場合には、それが所属組合員の教育啓蒙に関係する文書を組合掲示板に掲示する場合には、それが所属組合員の教育啓蒙に関係する文書を組合掲示板に掲示する場合には、それが所属組合員の教育啓蒙に関係する文書を組合掲示板に掲示する場合には、それが所属組合員の教育啓蒙に関係する文書を 書であつても、予め、会社の許可を受けると共に、掲示物に責任者の署名押印をな すべき義務を負担していたものであり、原告の本件ビラ二枚の貼付行為は、形式上 一応右の義務に違反するものであつて、労働協約及びその運用に関する合意と牴触 するものであつたといわなければならない。 ところで、組合自身が、組合員の総意に基いて、組合掲示板に掲示すべきものを

自己規制し、その種類・内容・範囲等を制限することは許されるものというべきである。また、使用者が組合に対して会社構内に組合掲示板の設置を承認した場合_ に、使用者と組合間で掲示できるものの範囲等を制限し、それを掲示する場合に予 め会社の許可にかからせる合意をすること自体、検閲の禁止・言論表現の自由ない し労使対等の原則上から相当問題のあるところではある。思うに、会社が組合に対 し会社の施設内に掲示板の設置を承認し、組合にこれを利用する利益を与える場 合、その掲示に関して何らかの制限をつける契約の効力の問題は、これを一般的に 論ずれば、憲法の人権規定が私法上の契約に直接適用されるか、或いに憲法の人権 規定に関する事項についての私法上の契約は、民法第九〇条等の私法規定を通じて、右契約が憲法によつて定立した公序に反するかどうかを検討してその効力が定 まるものであるとするいわゆる間接的適用説に立つて論ずべきかの問題である。 当裁判所は、間接的適用説を正当とするけれども、この場合、言論・表現の自 由、団結権・団体行動権を私法上の契約で制限し得るか、というような抽象的一般 的な議論は意味をなさないのである。というのは、人権規定によつて保証されている各権利・自由の沿革、本質、機能はそれぞれ異るものであり、当該私法上の契約 に至つては千差万別であるからである。といつても、憲法的法秩序と私的自治の衝 突であるこの問題について一定の型を設定し得ないものでもない。そこで、いま、 会社からの利益供与である組合掲示板の利用について、組合活動における言論・表 現の自由は、会社と組合の契約によつて制限することができるかという問題につい て考えると、組合と会社の自由な意思に基く契約によつて一定の制限を設けることは、一般的に契約自由原則の支配する範囲に属するものと解するのが相当である。 しかしながら、この場合においても、右契約によつて言論・表現の自由ないし勤労者の団結権・団体行動権が不当に侵害されないことは、国家の公序に関することであるから、何らの合理的理由もなく、これらの権利・自由を著しく侵害する場合は そのような契約は、公序に反して無効となるであろう。本件についてこれを見る に、前認定のとおり、嶺町労組の方針としては、自主独立を基本として外部の干渉 をなるべく受けないようにすると同時に、斗争激発的な主義はとらないとするのが 組合員大多数の意向であつたものであつて、組合掲示板の掲示に関して会社の許可にかからせたのも、外部において作成されたものを対象としたものであり(一般に、外部で出される文書には無責任なものの多いことは、経験の教えるところである。)、又、協約第八条に関する合意の段階で、会社側が組合に対して違法な圧力 を加えたと認めるに足りる資料は存在しないと共に、本件合意は、本来会社から組 合に対する利益供与に関するものであるのみならず、内容的には、協約第八条は、 会社や個人の信用名誉を毀損し、又は職場秩序の紊乱を招く事項、或いは、事実無 根ないし事実を歪曲した事項は掲示しないことを大前提とし、嶺町労組の作成した掲示物については会社の許可を要しないことを原則とした上で、唯単に、外部において作成されたものについてだけ会社の許可を要求したものであつて、その制限自体それ程過大なものであるとは言うことができない。そうして右第八条は、外部において作成されたものについても、右の大前提の適用があり、これに違反しないものである限し、組合の教育等に必要ないと考えなるとなった。 のである限り、組合の教育等に必要ないし参考となると認められるものについて は、会社は原則として掲示の許可を与えるべきであるとの文意であると読むのが相 当である。とすると、本件において、外部において作成されたものを組合掲示板に 掲示するについて会社の許可にかからせたことは、一応嶺町労組の言論表現の自由を制限するものではあるけれども、これを制限するにはそれ相当の理由があり、その制限もそれ程大きなものではなく、合理的な範囲内に限定されていると共に、嶺町労組と被告会社間の自由な意思に基いたものと見ることができるから、嶺町労組 と被告会社間の協約第八条ないしその解釈運用に関する合意は、有効なものである といわなければならない。なお、掲示物に掲示責任者の署名押印を要求する旨の契 約も有効なものであることは、右説示の趣旨から明らかであろう、のみならず、 のような契約をすることは、必ずしも基本的人権に関する公序とは直接のかかわり 合いすら持つものではないとの考え方も成立する余地があるのであつて、いずれに

せよそのような契約は有効であるといえる。 とすると、原告の本件ビラ二枚の貼付行為は、協約違反の違法なものというべき ところ、甲第七号証の組合規約上、書記長は、会計を除く一切の組合業務を担当す ることとなつており、前認定のとおり、原告自身もずつと組合掲示板への掲示を行 つて来たものであつて見れば、書記長も右協約ないしその運用に関する合意にいわ ゆる掲示責任者たり得ることは、当然であるというべきであるから、原告が本件二 枚のビラを貼付したことは、その書記長としての地位に基いてなしたものであり、

 ラの剥ぎ取りを命ぜられてこれを拒否し、その際の言動が上司に対する反抗行為に該当するとして解雇したものであると共に、嶺町労組も、原告の行為は組合とは無関係であると表明しているものであつて見れば、本件解雇が直ちに不当労働行為を構成するかどうかは速断できないけれども、不当労働行為なるものも、権利濫用の一態様であり、不当労働行為の主張がある場合に、裁判所が、権利濫用として判断することも当然許されるものと解するのが相当である。

右のように、原告に対する解雇が無効である以上、被告会社は、昭和四一年七月一二日から本件口頭弁論終結の昭和四四年四月二四日までの未払賃金合計金一、一五七、八九六円(原告の賃金が一ケ月金三五、八二六円であることは当事者間に争いがない。なお、賃金は、昭和四四年四月一一日までの三三ケ月分と、同月一二日から同月二四日までの一三日分を一ケ月三〇日として日割計算し、合計金一、一九七、七八二円六〇銭を得たが、請求金額はその範囲内のものである。)の支払義務を負担していることとなる。

よつて、原告の本訴請求は、雇傭関係の存在確認並並びに賃金支払の各請求とも 理由があり、いずれも正当として認容すべきであるから、訴訟費用の負担について 民事訴訟法第八九条を適用し、仮執行の宣言について同法第一九六条を適用して、 主文のとおり判決する。

(裁判官 西山要 吉永順作 瀬戸正義)